

勤労者財産形成住宅貯蓄の適格払出し要件について

勤労者財産形成住宅貯蓄（以下「財形住宅貯蓄」という。）は、勤労者の持家の取得等に係る資金の積立を促進する貯蓄制度であり、その元本から生ずる利子等が非課税とされている。

この財形住宅貯蓄を払い出す際に利子等が非課税となる（適格払出し）ためには、次の1又は2の費用に充てる目的で払い出すことが要件となっている。

1 持家としての住宅の取得

2 持家である住宅の増改築等

【従来から認められていたもの】

- ① 増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替え
- ② マンションなど区分所有に係る家屋の専有部分について行う次の修繕又は模様替え
 - イ. その区分所有する部分の床の過半又は階段の過半について行う修繕又は模様替え
 - ロ. その区分所有する部分の間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え
 - ハ. その区分所有する部分の壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え（壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）
- ③ 家屋のうち居室、調理室、浴室等の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え
- ④ 地震等に対して安全な構造方法に関する技術的基準に適合させる工事等に該当する修繕又は模様替え（いわゆる耐震改修工事）
- ⑤ 高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替え（いわゆるバリアフリー改修工事）

【新規追加】

- ⑥ エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替え（いわゆる省エネ改修工事（注））

（注）今回対象となった省エネ改修工事とは、窓、天井、壁、床等の断熱性を高める工事のことをいう。